

孺恋高等学校生徒下宿費補助金について

★下宿費補助金とは

孺恋村では、孺恋村内に設置されている群馬県立孺恋高等学校（以下「高等学校」という。）の存続発展と地域の活性化に資することを目的に、上記の高等学校に在学する生徒が孺恋村内に下宿する場合に、その生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、その保護者に対し、下宿費の一部を予算の範囲内で交付します。

ここでいう下宿費とは、生徒が高校に修学するため孺恋村内に居住する下宿（間借りを含む。）に必要な下宿代金のことです。

★補助金の対象となる人

補助金の対象となる人は、高等学校までの通学が遠距離等により困難なため、孺恋村内にある下宿へ入居する生徒（以下「生徒」という。）のうち、スポーツ・健康コースに在籍するスキー、スケート実技選択者の保護者とします。

★補助金の額

補助金の額は、生徒一人につき月額35,000円を限度に支給するものとなりますが、下宿代金が月額35,000円を超えない場合は、その月額とします。ただし、補助金の月額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てます。

また、下宿の貸主が生徒に対して三親等以内の親族（生徒の祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母）の場合、月額10,000円を上限とします。

★申請の手続き、必要な書類など

申請の手続きは、高等学校を経由して行ってください。高等学校に提出する必要がある書類と期限は次のとおりです。

区分	提出内容	提出書類	提出期限
交付申請	補助金の受給対象者となるために申請する書類	・ 交付申請書(様式第1号) ・ 下宿等における賃貸契約書(書面全部)の写し ・ 振込先口座情報	4月末日 毎年提出必要
請求	下宿費負担者の実費負担額を確認し、補助金額を確定させるために必要な書類	・ 請求書(様式第3号) ・ 部屋代の月ごとの支払いを確認できるもの	8月末日 12月末日 4月末日 (翌年)

★お問い合わせ先

孺恋高等学校生徒下宿費補助金についての詳しいことは、下記へお問い合わせください。

● 孺恋村役場 未来創造課

 0279-96-1257(直通)

 0279-96-0511(代表)

 0279-96-0516 (FAX)